

序章 島田市環境報告書の概要

1 環境報告書の目的と役割

本市では、「島田市環境基本計画」や「島田市地球温暖化対策実行計画」等の計画に基づき、様々な環境に関する施策を実施しています。これらの施策の実施状況について、島田市環境基本条例第8条に基づき、年次報告書である「島田市環境報告書」を作成し、公表しています。

「島田市環境報告書（平成25年度版）」は、平成24年度における各種の環境施策の実施状況や環境測定の結果による市内の環境の現状等について取りまとめ、市民の皆様へ報告するものであるとともに、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の進捗状況を把握し、検証するための資料となるものです。

2 島田市の環境行

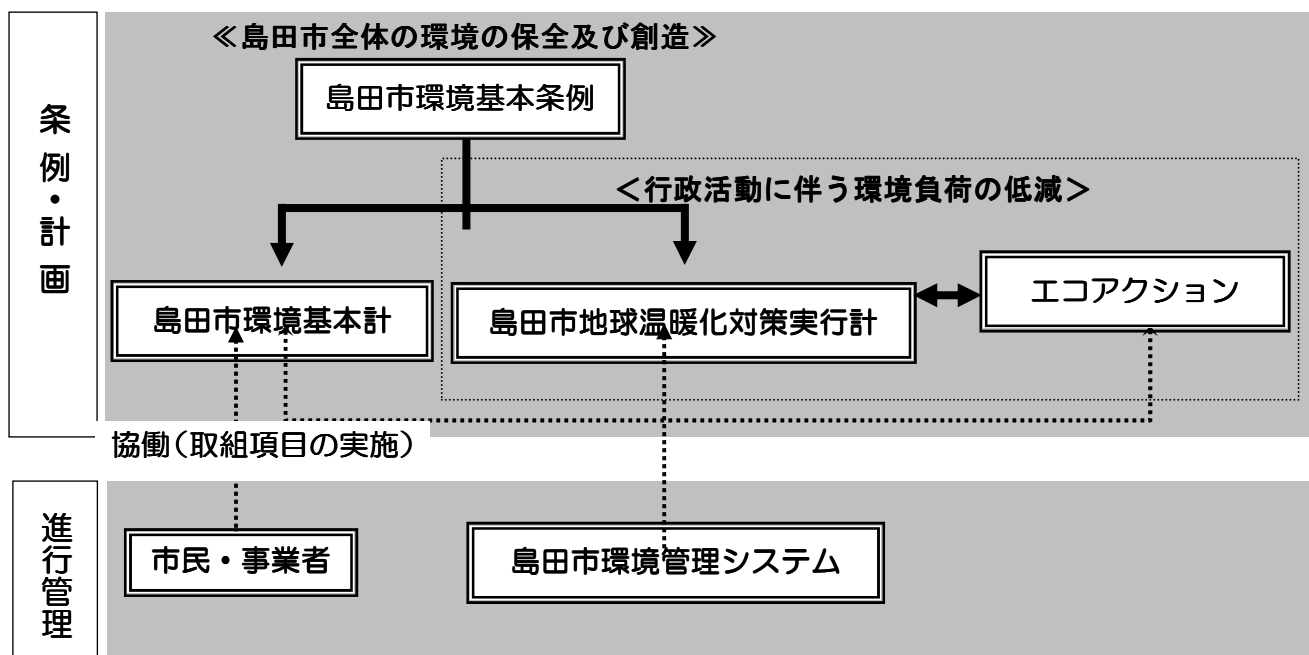
2-1 環境行政の枠組み

本市の環境行政は、島田市環境基本条例に基づき、市全体の環境の保全及び創造に向けた基本的な姿勢及び取組を定めた「島田市環境基本計画」と、行政としての率直的な実行計画である「島田市地球温暖化対策実行計画」を2本の柱として、各種の環境施策を推進しています。

また、地球温暖化対策実行計画と相互に補完し合い、より効果的・効率的に地球温暖化防止対策を推進するために、環境マネジメントシステムである「エコアクション21」を認証・取得し、運用しています。

そして、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画及びエコアクション21の着実な推進と円滑な運用を図るため、「島田市環境管理システム」により進行管理を行っています。

環境行政の枠組み（イメージ）



2-2 島田市環境基本計画

今日の地球温暖化に代表される地球環境問題は、日々その深刻さや複雑さを増してきています。加害者と被害者とがはっきりと目に見え、その問題範囲も限定されていた公害問題と違い、現在の環境問題は「大量生産・大量消費・大量廃棄」という我々自身の生活のあり方に起因する、いわば私たち自身が加害者であり被害者でもある問題となっています。

これらの問題を乗り越え、私たちの社会システムを持続可能なものに転換していくためには“Think globally, Act locally（地球規模で考え、地域で行動する）”の言葉どおり、私たち一人ひとりが地球全体のことを考えながら、地域から価値観や思考・生活スタイルを転換するための地道な取組を自発的に行っていかなければなりません。

このような状況を踏まえ、本市では、平成13年3月に「島田市環境基本条例」を定め、平成15年3月に「島田市環境基本計画」を策定しました。また、計画期間の中間年にあたる平成20年度には、計画の進捗状況を把握・評価することにより、計画の取組項目や指標等を見直す「中間見直し」を実施し、環境基本計画第3章の一部改訂を行いました。

その後、計画期間が満了を迎える平成24年度末には、社会動向の変化や新たな課題に対応し、本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、新たな「第2次島田市環境基本計画」を策定しました。計画の概要は下記のとおりです。

平成25年度からは、同計画に基づき、様々な環境施策や環境に配慮した取組を推進していきます。

第2次島田市環境基本計画の概要

(1) 計画の期間

計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

なお、社会経済及び環境の状況の変化や、計画の進捗状況並びに他の計画等との整合を図るため、平成30年度に中間見直しを実施します。

(2) 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境分野は、自然環境、生活環境、資源循環、地球環境、環境教育・環境保全活動とします。

(3) 計画の対象地域

計画の対象地域は、本市全域とします。

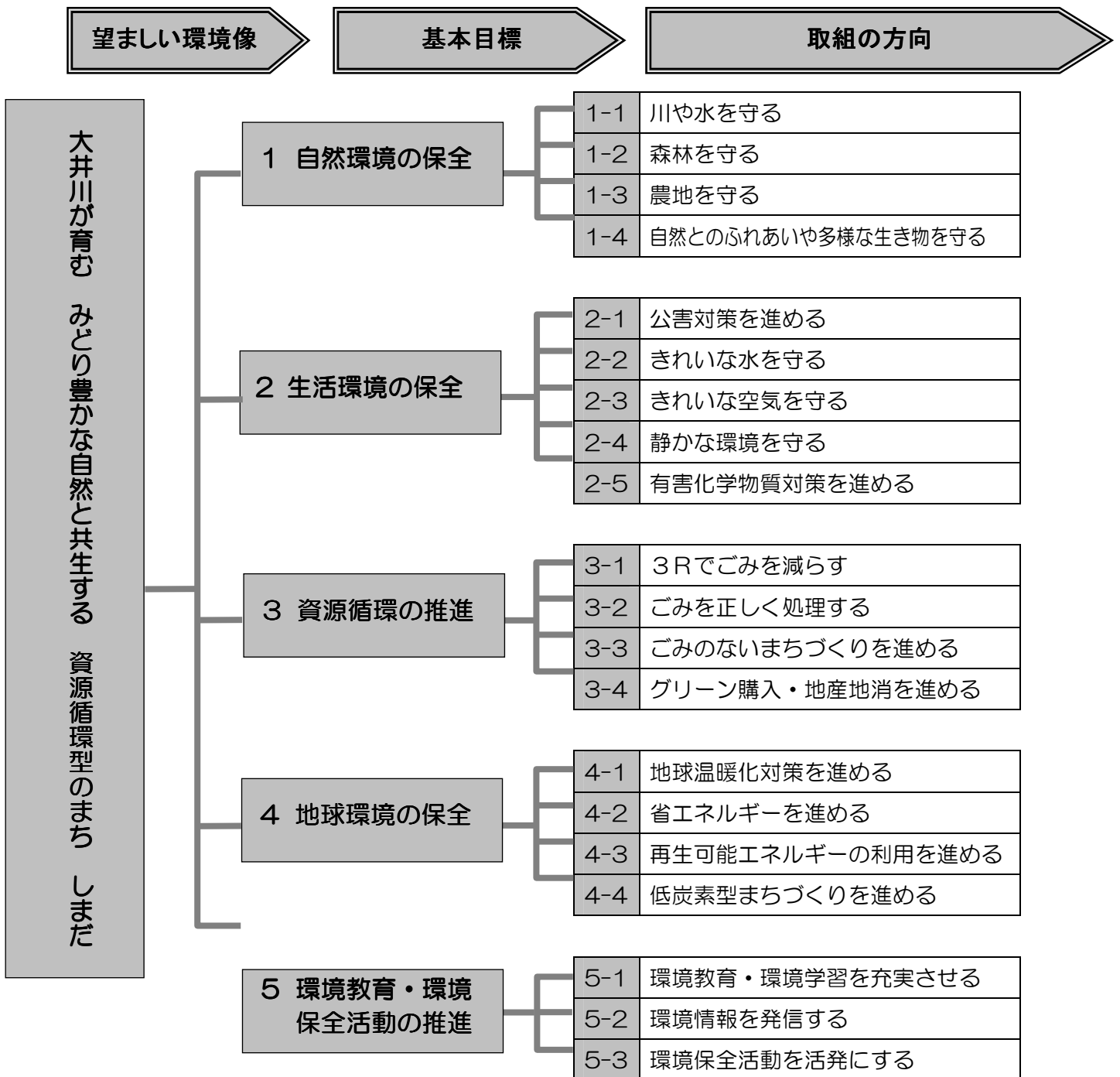
ただし、地球温暖化や水資源などの課題については、必要に応じて広域的に対応します。

(4) 計画の推進主体

計画を推進する主体は、市・市民・事業者とします。

各主体は、島田市環境基本条例に規定されている責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。

第2次島田市環境基本計画の体系



※第2次島田市環境基本計画の本編は、島田市ホームページや情報公開コーナー（島田市役所、金谷南支所、金谷北支所、川根支所）をご覧ください。

2-3 島田市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第20条の3では、地方公共団体の事務及び事業に関して、温室効果ガス排出の削減のための実行計画の策定・公表が義務づけられています。

本市では、平成16年3月に「島田市地球温暖化防止実行計画」（計画期間：平成16年度～22年度）を策定し、地球温暖化対策を推進してきました。また、市町村合併に伴い、平成19年2月に全体目標などの中間見直しを行いました。

そして、計画期間が満了を迎える平成22年度末には、地球温暖化対策を強化し、率先して温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を推進していくための次期計画として、新たな全体目標を設定した「島田市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

平成23年度からは、同計画に基づき、市の全ての事務・事業において、環境負荷低減のための取組を進めています。

全体目標：温室効果ガス排出量を、平成21年度を基準として平成27年度までに5%削減する



取組方針	取組目標	目標値 (平成27年度)
①施設におけるエネルギーの有効利用	◎電力の使用量（※2）	5%削減
	◎A重油の使用量	5%削減
	◎灯油の使用量	5%削減
	◎LPガスの使用量	5%削減
	◎都市ガスの使用量（※3）	—
②自動車におけるエネルギーの有効利用	◎ガソリンの使用量	5%削減
	◎軽油の使用量	5%削減
③水の有効利用と健全な水循環の形成	○水の使用量	5%削減
④事務用品の購入・使用における環境配慮	○用紙の使用量（A4版換算）	12%削減
	○グリーン購入率	100%
⑤廃棄物の減量化・リサイクルの推進	○可燃ごみ排出量	10%削減
⑥化学物質等の適正管理	◎代替フロン封入機器廃棄時の適正回収率	100%
	○特定フロン封入機器廃棄時の適正回収率	100%
⑦公共工事に伴う環境負荷の低減	○建設廃材の再資源化率	95%

※1：表中の「◎」は、温室効果ガス排出量の削減に直接関わる項目

※2：電力使用量は、電力事業者等より購入している電力量

※3：「都市ガス」は、二酸化炭素排出係数が小さく、燃料転換の受け皿となるため、削減目標は設定していない。

2-4 エコアクション21

エコアクション21とは、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」ための方法として、環境省が策定した環境マネジメントシステムで、中小企業、学校、公共機関などの幅広い事業者を対象としています。

エコアクション21では、PDCAサイクルを基本としており、取組の不足している点や見直しが必要な箇所を的確に把握し、「継続的改善」を図っていくことを目的としています。エコアクション21は、環境への取組の推進だけでなく、光熱水費などの経費の削減なども可能となっています。

本市では、事業者としての温室効果ガス排出量の削減を含む環境配慮活動について、前記のとおり「島田市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定しています。実行計画で定めている温室効果ガス排出量の削減をさらに促進するため、平成21年1月に島田庁舎・第二庁舎・第三庁舎を範囲として、エコアクション21を認証取得しました。

その後も、中間審査、更新審査に併せて、段階的に認証・登録範囲を拡大し、平成24年度には対象となる全ての施設について認証・登録を取得しました。

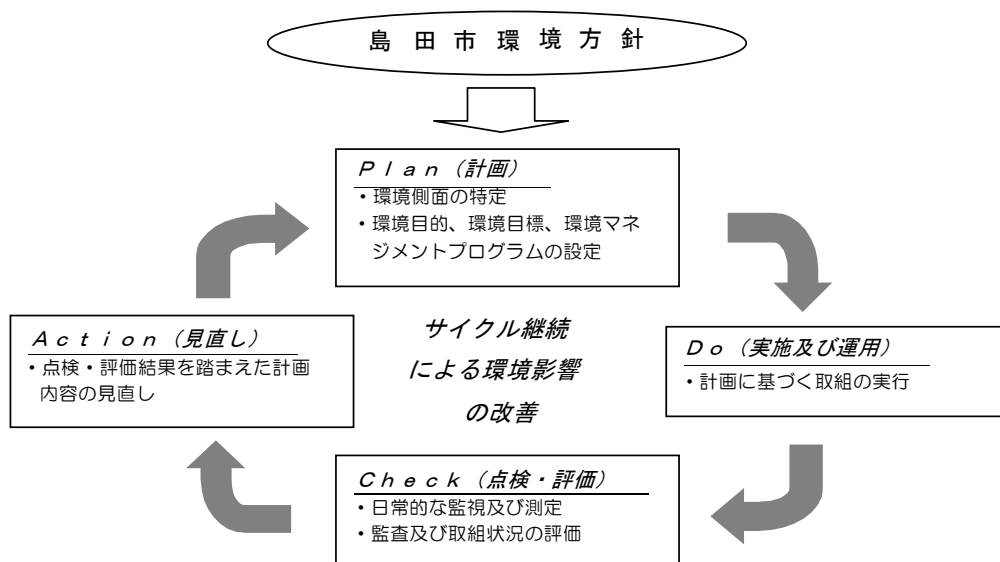
また、本市では、事業所を対象にエコアクション21認証取得セミナーを開催しています。市内事業所においても、様々な業種の事業所が認証取得しており、平成24年度末時点で、65事業所が認証取得しています。

2-5 島田市環境管理システム

本市では、下記に示した「島田市環境方針」（環境保全に対する組織の基本的な姿勢）に基づき、環境管理システムを構築しています。

環境管理システムとは、Plan（計画）→Do（実施及び運用）→Check（点検・評価）→Action（見直し）というサイクルに沿って取組を実践することにより、事業活動に伴う環境影響を継続的に改善していくものです。

前記の環境基本計画、地球温暖化対策実行計画及びエコアクション21の円滑かつ効果的な進行管理を行うために、「島田市環境管理システム」を運用しています。



島田市環境方針

<基本理念>

島田市は、環境基本条例の基本理念に基づき、全職員が一丸となって全ての行政活動において、地域環境と地球環境の保全と創造のため、率先してその役割を担っていきます。

- すべての市民は、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造しなければならない。
- すべての市民は、地球環境の保全が自らの課題であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。

～「島田市環境基本条例 第3条（基本理念）」より～

<基本方針>

- 1 市民、事業者、行政の協働のもと、島田市環境基本計画に基づいて環境の保全及び創造に配慮した施策と事務事業における取組を推進します。
- 2 重点的に省資源、省エネルギー、廃棄物の減量とリサイクル、環境に配慮した物品の購入に取り組み、地球温暖化対策を推進します。
- 3 これらの取組については、具体的な目標と目標達成期間を定め、定期的に見直すとともに、継続的な改善活動を行います。
- 4 そのため、全職員が参画し環境経営のための組織運営体制を構築し、各自の役割と責任の所在を明確化し、自主的な活動を行います。
- 5 環境関連法令を遵守し環境汚染の予防に努めます。
- 6 環境方針及び環境経営システムに基づく活動の結果については全職員に周知するとともに、広く市民へも公表し、情報の公開と交流に努めます。

平成16年3月26日策定

平成20年7月29日改定

第1章 環境施策の実施状況

本章では、市民・事業者・市のそれぞれの主体が実施した環境に関する各種の施策について、各主体の報告を紹介するものです。

1 市民の取組

川根消費生活桜美会（島田市川根町家山）

川根消費生活桜美会は、昭和52年頃、当時の婦人会の先輩方が県からの助言を受け、数名ずつが6カ月間「静岡県通信ホーム講座」を受講した後、その受講終了者により会を組織したのが始まりです。

この会は、消費生活に必要な知識や商品の適正化等を学び、会員相互の協力による消費者保護の体制づくりを目的として発足しました。諸先輩方の活動を引き継ぎ、消費者被害防止の啓発、食品の安全、環境問題等の学習会や研修を受け、地域への広報活動を行っています。

今回は環境問題への取組について報告します。

1. アルミ缶の収集

発会当時は、分別収集が徹底されず「缶のポイ捨て」が多く、会員がアルミ缶を拾い集めて仕分けしたのが取組のきっかけでした。現在では、分別収集が浸透し、アルミ缶が道路脇に捨てられることも少なくなりましたが、会員による収集は継続されていて、収益金はすべて社会福祉のために役立てています。

2. エコキャップ運動に協力

旧川根町では、容器包装リサイクル法によりペットボトルの分別収集を行っていましたが、対象とならないキャップについては、可燃ごみとして処理を行っていました。

平成21年にリサイクル処理施設の視察に行った際、(株)チューサイから「K-MIX」を通して「認定NPO法人世界の子どもにワクチンを日本委員会」に寄付できることを知り、川

根消費生活桜美会もこの運動に参加することを決め、以来協力してきました。

平成24年度には、キャップを82.25kg集め、結果11人分のワクチンとして寄付するこ
とが
いま



水洗いで汚れを落とす

3. もったいないの精神

女性が中心の活動ですので、不要になった衣類等をごみとして捨てられる前に再活用することを心がけ、日々実践しています。

また、会員が持ち寄った布でスーパーバックを作り、配布する等、マイバック運動の普及に積極的に取り組んできました。また、リュックサックや防災ずきん、帽子などを手作りしています。その他寄付していただいた衣類は、地域のイベント時に安価で販売し、残ったものは養護老人施設でウエスなどとして活用していただいています。



各地区から集められたキャップ



現在、川根消費生活桜美会は、会員数35名で構成されています

制作風景

「捨てればごみ、活かせば資源」を合言葉に、微々たる活動ですが継続していきたいと思えます。

2 事業者の取組

2-1 ジオスター株式会社 金谷工場（島田市金谷河原）

1. 会社概要

私たちは、”人の満足を支える”ことを使命とする「※ジオウェア・メーカー」です。
（※ジオウェアとは、環境に優しい自社のコンクリート製品）

ジオスター（旧社名：日本プレスコンクリート）は、会社設立以来、加圧製法によるコンクリート矢板、下水道整備向けボックスカルバート、耐震性に優れた可とうボックスカルバート、意匠性に優れたモジュラーチ等、次々と特徴のある製品を市場に送り出し、プレキャストコンクリート製品製造でわが国の国土建設に寄与してまいりました。

東京小石川の本社をはじめ技術部・事業部・関連会社を併せると、全国27事業拠点による業務展開を行っています。

「GEOSTR」とは、ジオスター株式会社の社名ブランドで、次の6つが一つになったものです。

G eoware Giant	ジオウェアの第一人者でありつづけます
E ndress Effort	どこまでも努力します
O riginality Oriented	オリジナリティを目指します
S upport Satisfaction	満足を支えます
T hink & Try	考え抜いて、実行します
R eliable Responsibility	信頼にこたえる責任をはたします

2. 金谷工場概要

金谷工場は、昭和35年、日本プレスコンクリート工業㈱の第1号工場として建設され、圧力養生コンクリート理論に基づいた加圧製法によるコンクリート矢板・スラブの製造ならびにセグメント等の幅広いコンクリート二次製品を良質な材料、豊富な経験、たゆまぬ技術革新をもとに各方面に供給しております。

金谷工場の敷地面積は、およそ建物が18,000㎡、場内ストックヤードが37,000㎡、総敷地面積55,000㎡から成り立っており、主要生産品目は、セグメント、加圧コンクリート矢板、CTスラブ、ボックスカルバート、アーチカルバート、モジュラーチ、ビッグボックス等であります。工場の立地環境としましては、雄大な大井川から供給される豊かな水源、良質な骨材（砂、砂利）に恵まれ、品質の高いコンクリート製品の製造に日々邁進しているところであります。



3. 当工場環境への取組

コンクリート製品製造の原動力である電気・蒸気（重油）の消費量の削減、または、ボイラーから発生するばい煙、溶接時に発生するヒュームの抑制等、地域・作業者の生活・作業環境を向上させていくのが環境に取り組む重要なポイントと考えています。

- ①デマンド・コントローラーを設置し、場内使用電力量を日々監視しております。
- ②小型貫流ボイラーを5台設置して、パソコンによる台数制御を行い、常に適切な運転を行っています。よって、品質的にも安定しているほか、負荷の状況により経済的な運転となり、重油量の削減、大気への排ガス量の抑制と、環境面に寄与します。



デマンド・コントローラーで電気使用量を管理



ボイラー室の5基の貫流ボイラー（重油焚き）

- ③場内の溶接機は、CO₂（炭酸ガス）溶接機を使用しています。品質面に効果があるほか、従来のアーク溶接機に比べ、消費電力の飛躍的削減、溶接ヒュームが少ない、溶接棒の残材（廃棄物）が発生しない、環境的なメリットがあります。
- ④省エネルギー型照明機器の設置を進めています。照度は従来品より向上する上に、消費電力は 1/5以下です。



4. 環境保全協定

シオスター(株)と島田市との間で、平成19年3月に環境保全協定を締結しました。

その後毎年度、環境保全協定に基づいて双方協議の上、環境保全計画書を作成し、水質、騒音、振動について日々厳しい管理の下、定期的な報告を行い、基準値を遵守するべく努めております。

2-2 有限会社塚本商店（島田市島）

1. 会社概要

弊社は、昭和58年に創業、平成6年に設立し、島田市を
中心に6市町で一般廃棄物収集運搬、静岡県内で産業廃棄物収集運搬・処分、製紙原料の集荷・販売を行っています。

平成24年には、新工場を構え、製紙原料を圧縮する機械を導入し、産業廃棄物処分業の許可を取得して業務拡大しました。近隣の一般市民の資源ごみ（古紙、飲料缶、衣類）の受け入れも始め、環境に配慮したやさしいまちづくりに貢献しています。



また、同年8月には、環境への取組を効果的・効率的に行うためにエコアクション21を認証・登録し、環境方針を踏まえ、環境目標を定め、社員一丸となり環境活動を展開し、環境負荷の低減、環境にやさしい取組に日々努めています。

2. 環境に対する取組

(1) 環境方針

弊社では「一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬・処分業者として、事業活動を行うにあたり、循環型社会システムの構築に貢献するとことを目的とし、環境への負荷を削減し、地球環境保全に積極的に取り組むこと。」を基本理念とし、次の行動指針を掲げています。

- ・事業活動に伴う環境負荷の低減を目指し、次の環境保全活動を推進
 - a 地球温暖化防止のため、二酸化炭素排出量の削減
 - b コピー用紙使用量の削減
 - c 自社で発生する廃棄物の削減及び資源化、リサイクルの推進
 - d 水使用量の節減
 - e 化石燃料の節減
 - f 電気使用量の削減
 - g グリーン購入の推進
- ・環境保全に関する法律を遵守
- ・排出事業者とともに再資源化方法を改善し、廃棄物の削減を推進
- ・選別作業の改善によりリサイクル品質を向上し、廃棄物の削減を図る
- ・環境方針を達成するため、環境目標を設定し、全従業員で取り組む
- ・環境方針は、全従業員に周知するとともに公表

(2) 主な取組

①電力使用量の削減

- ・室内空調は、夏28℃、冬22℃を標準とし、過剰な冷暖房を抑制
- ・不要な照明の消灯
- ・省エネタイプOA機器の導入

②自動車燃料使用量の削減

- ・無駄なアイドリングの禁止
- ・車輜整備の励行による燃費の向上
- ・急発進、急加速の禁止
- ・適切な配車及びルート選定による効率的な運転の推進
- ・過積載禁止
- ・エアコンは控えめにし、作業中はOFF

③廃棄物排出量の削減

- ・工場内での選別作業の改善によるリサイクル品質の向上
- ・コピー用紙の裏面使用
- ・電子化による書類の削減
- ・不要紙のメモ用紙等転用
- ・使い捨て製品の購入を抑制

④水資源投入量の削減

- ・洗車時の節水
- ・余分な水を使わないよう、蛇口の開閉を徹底
- ・水道配管からの漏水を定期的に点検

⑤グリーン購入の推奨

- ・文房具等の新規購入において、エコマーク付を優先的に購入

⑥環境教育の推進

- ・社員に対し、定期的な環境教育を実施

3. 今後の活動

エコアクション21の取組を始めてからもうすぐ2年になりますが、ようやく全体的に環境方針が浸透してきました。

我々は、廃棄物収集運搬・処分業者として、環境とは切っても切り離せない仕事をしているので、他の業種よりも一層意識を高く、環境負荷の低減に努めていきたいと考えています。

また、エコアクション21の認証・登録に満足せず、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者とされる優良産廃処理業者認定も視野に入れ、積極的に環境保全に取り組んでいきたいと思っております。



3 行政の取組

3-1 エコアクション21の全対象施設における認証取得完了

1. 平成24年度 更新審査

平成24年度の更新審査において、保育施設、小中学校及び看護専門学校を新たに追加し、市で実施している全ての事務事業が認証・登録範囲となりました。

また、更新審査は、平成24年12月10日（月）、11日（火）の2日間、2名の審査人により行われました。

審査は、審査内容とスケジュールを確認する事前打合せから始まり、審査人から審査内容等の説明がなされ、事務局へのヒヤリング、途中には市長へのインタビューも含め、2日間、対象の部署の現地審査が行われました。

現地審査1日目は、島田第二中学校、島田初倉南小学校を含む10箇所の組織、2日目は、看護専門学校を含む7箇所の組織の審査が行われました。

審査人からは、全体を通して、平成24年度の取組は、エコオフィスの取組でなく本来業務に即した取組がされているが、今後は、数値目標の設定も積極的に取り入れていくことが必要である。また、外部の施設で環境負荷の小さい所、大きな所など様々あり、一律の環境負荷削減ではなく、それぞれの状況に応じた削減目標の設定を行うとより効果的な削減が期待できるといった助言もありました。

現地審査の様子

初倉南小学校



看護専門学校



2. 今後の取組について

エコアクション21の取組を進めるため、職員研修、内部監査を継続していきます。

各所属でも独自の取組を行っていますが、エコオフィスの活動となっているところもまだ見受けられるため、市民及び地域への働きかけにつながる活動に重点をおいて取り組んでいきます。

独自の取組事例（川根支所）



グリーンカーテンを設置し、夏季の冷房使用を抑制している。（写真左）
職員手作りの雨水タンクにより、雨水を水遣り等に再利用している。（写真右）

エコアクション21の全対象施設における認証取得完了までの流れ

